

早稲田大学図書館の利用に関する規程

(2017年3月10日規約第16—91号の2)

《所管：教務課長》

改正 2019年4月5日規約第19—7号

2021年7月30日規約第21—20号の2

改正 2025年3月5日規約第24—89号の1

(目的)

第1条 この規程は、早稲田大学図書館規則（1945年9月15日示達。以下「図書館規則」という。）

第1条第2項各号に定める図書館の利用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 図書館 図書館規則第1条第2項各号に規定する図書館
- 二 図書館運営委員会等 各図書館における図書館運営委員会または図書委員会
- 三 図書 早稲田大学図書館等図書管理規程（1949年6月23日示達。以下「図書館等図書管理規程」という。）第2条に規定する図書
- 四 蔵書 図書のうち、図書館が管理するもの
- 五 学生読書室等 李健熙記念図書室（政治経済学術院学生読書室）、法学部学生読書室、教育学部学生読書室、商学部学生読書室（頂新国際グループ記念学生読書室）、社会科学部学生読書室、国際教養学部学生読書室（頂新国際グループ記念学生読書室）、法学研究科学生読書室、日本語教育学生読書室、坪内博士記念演劇博物館図書室および国際文学館図書室
- 六 利用 図書館への入館、図書館の施設の使用および図書館の蔵書の閲覧
- 七 貸出 所定の手続きを経た図書の図書館外または学生読書室等外への持出

(利用者)

第3条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の教職員
- 二 本学の大学院学生
- 三 本学の学部学生
- 四 校友
- 五 図書館長が特に許可した者
- 六 図書館運営委員会等が当該図書館の範囲において許可した者

(貸出対象者)

第4条 図書館が貸出可能と認めた蔵書の貸出を受けることができる者（以下「貸出対象者」という。）は、前条第1号、第2号および第3号に定める者とする。

2 前項に定める者のほか、図書館長が、前条第5号に定める者のうちから貸出を認めた者は、貸出対象者としてすることができる。この場合において、図書館長は、当該貸出対象者を前条第1号、第2号または第3号のいずれかの取扱いとするかを指定しなければならない。ただし、図書館長は、指定にあたり、その貸出可能な範囲等を制限することができる。

3 前2項に定める者のほか、前条第6号に定める者のうち図書館運営委員会等が貸出を認めた者は、当該図書館の範囲において、貸出対象者としてすることができる。この場合において、当該図書館運営委員会等は、当該貸出対象者を前条第1号、第2号または第3号のいずれかの取扱いとするかを指定しなければならない。ただし、図書館運営委員会等は、指定にあたり、その貸出可能な範囲等を制限することができる。

(貸出の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、第3条第3号および前条第2項または第3項の規定により第3条第3号の取扱いである者は、高田早苗記念研究図書館の蔵書を貸出することができない。ただし、教員が教育または研究における指導上必要と認めた場合であって、所定の手続きを経た場合はこの限りでない。

(貸出冊数の上限)

第6条 貸出できる蔵書数（以下「貸出冊数」という。）の上限は、図書館および学生読書室等から

貸出する図書（以下「貸出図書」という。）の合計とし、別表1のとおりとする。

（貸出期間）

第7条 蔵書を貸出できる期間（以下「貸出期間」という。）は、貸出日を起算日として、別表2のとおりとする。ただし、夏季休業期間における貸出期間は、図書館長がこれを定める。

2 前項の規定にかかわらず、本学または図書館の都合により、貸出した蔵書の返却を求められたときは、貸出対象者は、直ちにこれを返却しなければならない。

（貸出の予約）

第8条 貸出対象者は、貸出を求める蔵書が他の者に貸出中である場合は、当該蔵書の貸出を予約することができる。

2 予約できる蔵書数は、貸出中である蔵書の冊数にかかわらず、第6条に定める貸出冊数と同数とする。

（貸出の延長）

第9条 貸出対象者は、貸出中の蔵書について、貸出期間を延長することができる。この場合において、延長される期間は、延長を行った日から、第7条第1項に定める貸出期間と同期間とする。ただし、貸出期間および延長による貸出期間の合計は、第7条第1項に定める貸出期間の3倍を超えることはできない。

2 延長は、貸出日の翌日から満了日当日までの間に行うことができる。ただし、貸出期間の延長を求める蔵書が他の者から貸出予約されている場合は、延長することができない。

（貸出の停止）

第10条 貸出対象者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、新たに蔵書の貸出を求めることができない。

一 貸出期間満了日から3日が経過したにもかかわらず、蔵書を図書館に返却しないとき。

二 他の者から貸出予約されている貸出図書が、貸出期間を満了したとき。

三 貸出期間を満了している貸出図書が、他の者から貸出予約されたとき。

四 第13条に定める蔵書の弁償において、図書館長が定めた弁償期限を超過したとき。

2 前項各号の場合において、新たに蔵書の貸出を求めることができない期間（以下「貸出停止期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 前項第1号に該当する者 当該貸出図書を返却するまでの間および当該貸出図書の返却日を起算日として延滞期間1日あたり1冊につき1日を加算した合計日数の間

二 前項第2号および第3号に該当する者 当該貸出図書を返却するまでの間

三 前項第4号に該当する者 当該貸出図書の弁償手続きを完了するまでの間

3 前項第1号に規定する合計日数が30日を超える場合は、貸出停止期間を30日とする。

（蔵書の複製）

第11条 利用者は、蔵書の複製を求めるときは、所定の手続を経なければならない。ただし、蔵書を複製することによって、その蔵書の著作権を侵害おそれがあるときまたは図書館長が不適当と認めたときは、利用者は当該蔵書の複製を求めることができない。

2 利用者は、蔵書の複製に伴う著作権に関する一切の責任を負うものとする。

（施設および蔵書の利用）

第12条 利用者は、本規程に定めるもののほか、図書館の利用に係る定めに従い、図書館の施設および蔵書を毀損なく利用しなければならない。

2 データベース、電子ジャーナル等の電磁的記録による資料については、図書館が定める利用上の注意に従わなければならない。

（蔵書の紛失および弁償）

第13条 利用者は、蔵書を紛失または毀損したときは、当該蔵書名および事由を、直ちに図書館長に届出なければならない。

2 図書館長は、前項に定める届出があったときは、当該蔵書の代替となる現物または当該蔵書の弁償金のいずれかによる弁償方法およびその弁償期限を定め、当該利用者に通知することとする。

3 当該利用者は、前項の定めによる弁償方法および弁償期限に従い弁償するものとする。

（利用の制限または停止）

第14条 図書館長は、利用者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、期間を定めて当該利用者の

図書館の利用を制限または停止することができる。

一 本規程および図書館の利用に係る定めに従わないとき。

二 他の利用者の学習、研究およびその他の利用を妨げる行為をしたとき。

(休館日および開館時間)

第15条 各図書館の休館日および開館時間は、大学暦を基に、当該図書館運営委員会等がこれを定める。

(蔵書の一時貸与)

第16条 図書館長は、蔵書および図書館に関する知識普及のため、学内外の展覧会または講演会に蔵書を一時貸与することができる。

(年次報告)

第17条 図書館長は、毎年度、図書館の利用状況を本学に報告しなければならない。

(雑則)

第18条 図書館規則、図書館等図書管理規程および本規程に定めるもののほか、各図書館の利用に関する事項については、当該図書館運営委員会等において別に定める。

2 図書館規則、図書館等図書管理規程および本規程によって処理することができない事項については、図書館長が関連する箇所等との協議を経てこれを決定する。ただし、急を要し、関連する箇所等との協議を経ることができないときは、図書館長がこれを決定し、遅滞なく関連する箇所等に報告するものとする。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則 (2019年4月5日規約第19—7号)

(施行期日)

1 この規程は、2019年9月2日から施行する。

(貸出期間の経過措置)

2 この規程施行の際、現に蔵書を貸出している者における改正前の早稲田大学図書館の利用に関する規程（以下「改正前規程」という。）第7条第1項の規定による貸出期間ならびに第9条第1項および第2項の規定による延長による貸出期間は、改正後の早稲田大学図書館の利用に関する規程（以下「改正後規程」という。）第7条第1項に規定する貸出期間ならびに第9条第1項および第2項の規定による延長による貸出期間とみなす。

(貸出停止期間の経過措置)

3 この規程施行の際、現に改正前規程第10条第2項に規定により蔵書の貸出を停止している者における改正前規程第10条第3項の規定による貸出停止期間は、改正後規程第10条第1項および第2項の規定にかかわらず、当該貸出停止期間が満了するまでの間は、改正前規程第10条第2項および第3項の規定を適用する。

附 則 (2021年7月30日規約第21—20号の2)

この規程は、2021年10月1日から施行する。

附 則 (2025年3月5日規約第24—89号の1)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表1 貸出冊数の上限（第6条関係）

貸出総冊数の上限

貸出対象者区分	冊数
教職員	60冊
大学院学生	30冊
学部学生	15冊

備考 貸出冊数の上限は、図書館から貸出する蔵書および学生読書室等から貸出する図書の合計とする。

図書館および学生読書室等の貸出冊数の上限

図書館および学生読書室等	貸出対象者区分	冊数
図書館	貸出総冊数の上限に同じ。	
学生読書室等（法学研究科学生読書室、日本語教育学生読書室および坪内博士記念演劇博物館図書室を除く。）	全て	5冊
法学研究科学生読書室	貸出総冊数の上限に同じ。	
日本語教育学生読書室	全て	10冊
坪内博士記念演劇博物館図書室	教職員および大学院学生	和書10冊 洋書10冊
	学部学生	3冊
国際文学館図書室	全て	5冊

別表2 貸出期間（第7条関係）

貸出図書館および学生読書室等	蔵書区分	教職員	大学院学生	学部学生
中央図書館	一般図書	14日	14日	14日
	研究図書	60日	30日	14日
高田早苗記念研究図書館	全て	60日	30日	貸出不可。ただし、教員が教育または研究における指導上必要と認めた場合であって、所定の手続きを経た場合は30日
戸山図書館	学習図書	14日	14日	14日
	研究図書	30日	30日	14日
理工学図書館	全て	60日	30日	14日
理工学図書館（理工学生読書室）	全て	14日	14日	14日
所沢図書館	全て	30日	30日	14日
李健熙記念図書室（政治経済学術院学生読書室）、法学部学生読書室、教育学部学生読書室、商学部学生読書室（頂新国際グループ記念学生読書室）、社会科学部学生読書室および国際教養学部学生読書室（頂新国際グループ記念学生読書室）	全て	14日	14日	14日
法学研究科学生読書室	全て	60日	30日	貸出不可。ただし、教員が教育または研究における指導上

				必要と認めた場合であって、所定の手続きを経た場合は30日
日本語教育学生読書室	全て	14日	14日	14日
坪内博士記念演劇博物館図書室	全て	30日	30日	貸出不可。ただし、教員が教育または研究における指導上必要と認めた場合であって、所定の手続きを経た場合は30日
国際文学館図書室	研究図書	30日	30日	貸出不可。ただし、教員が教育または研究における指導上必要と認めた場合であって、所定の手続きを経た場合は30日

備考

- 1 中央図書館の蔵書区分における「一般図書」とは、主として学部学生が学習や教養のために利用する蔵書であって、中央図書館一般図書フロアに配架される蔵書をいう。
- 2 中央図書館の蔵書区分における「研究図書」とは、中央図書館研究書庫に配架される蔵書をいう。
- 3 戸山図書館の蔵書区分における「学習図書」とは、戸山図書館学習図書コーナーに配架される蔵書をいう。
- 4 戸山図書館の蔵書区分における「研究図書」とは、戸山図書館研究図書コーナーに配架される蔵書をいう。
- 5 国際文学館図書室の蔵書区分における「研究図書」とは、国際文学館図書室研究書庫に配架される蔵書をいう。